

平成28年(ヨ)第25号等 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 小坂正則 外3名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面（12）

（高浜3，4号機仮処分大阪高裁決定批判）

平成29年5月9日

大分地方裁判所 民事第一部 御中

債権者ら代理人

弁護士 徳田 靖之

弁護士 岡村 正淳

弁護士 河合 弘之

弁護士 佐藤 朗

外

## 目次

第1 始めに.....	4
第2 原発に求められる安全性について.....	5
1 大阪高裁決定の判断内容.....	5

2	大阪高裁決定の判断内容の分析.....	5
3	批判.....	6
第3	新規制基準に対する盲目的な信頼.....	9
1	大阪高裁決定の新規制基準に対する姿勢.....	9
2	大津地裁決定の新規制基準に対する姿勢.....	10
3	福島原発事故の原因が解明されていないこと .....	10
4	小括.....	11
第4	立証責任論について .....	11
1	大阪高裁決定の説示 .....	11
2	批判.....	11
第5	地震に対する安全確保対策（基準地震動策定）について .....	15
1	基準地震動の策定方法についての基準の定めについて.....	15
2	基準地震動策定の限界について.....	15
3	地震動評価に影響を与える地域特性の評価について .....	16
4	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について .....	17
	(1) 応答スペクトルに基づく地震動評価について .....	17
	(2) 断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価について .....	18
5	震源を特定せず策定する地震動について.....	19
	(1) 留萌支庁南部地震はMw 5.7に過ぎない.....	20
	(2) 2000ガル問題について.....	20
6	設計基準対象施設内の機器・構造物の材料・構造について .....	21
7	基準地震動に相当する地震の連続発生について.....	21
8	中性子照射脆化等による劣化について.....	22
第6	津波問題に関する判断の不当性.....	23
1	争点隠し .....	23
2	伝承津波問題（天正地震の大津波）に対する判断の不当性 .....	24

3	「倍半分」問題に対する判断の不当性.....	25
第7	使用済燃料プールに関する判断の不当.....	28
第8	原子力災害対策に関する判断の不当性.....	28
1	避難計画を規制の対象としていないことについて.....	28
2	事故想定が甘すぎることについて.....	29
第9	新規制基準の合理性についての判断の不当性.....	29
1	原子炉等規制法による規制等について.....	30
2	福島第一原子力発電所事故について.....	31
3	立地審査指針について.....	31
4	共通要因故障について.....	32
5	重大事故等対策について大阪高裁決定.....	32
6	外部電源安全確保対策について.....	33
7	小括.....	33
第10	まとめ.....	34

## 【本文】

### 第1 始めに

大阪高裁第11民事部（山下郁夫裁判長，杉江佳治裁判官，吉川愼一裁判官）は，平成29年3月28日，平成28年（ワ）第677号保全抗告事件（原審大津地方裁判所平成27年（ヨ）第6号原発再稼働禁止仮処分申立事件）において，抗告人関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の申立てを認め，平成28年3月9日に大津地裁がした高浜原発3，4号機の運転禁止決定（判例時報2290号75頁）を取り消し，相手方住民ら（以下「住民ら」という。）の仮処分命令申立てを却下する旨の決定をした（以下「大阪高裁決定」という。）。

大阪高裁決定は，極めて不当かつ違法な決定である。大阪高裁決定の文面のどこからも，福島原発事故を招いた司法の責任の自覚を感じ取ることができない。また，原発の再稼働に反対する圧倒的な世論と市民の不安を置き去りにして政府が原発再稼働路線に突き進んでいるという政治状況の下で司法が果たすべき役割についての自覚もまた感じることができない。立証責任論は，福島原発事故前の最悪のものに依拠しており，判断内容は，ほとんどが関西電力の主張と原子力規制委員会が作成した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙122，以下「考え方」という。）の引き写しであり，裁判所自らが真摯に検討した形跡がうかがえない。また，重要ないくつかの点において，故意か過失か，債権者住民らの主張を無視し，検討の俎上にすら乗せていない。そして，何よりも指摘しなければならないことは，400頁を超える大阪高裁決定文中に，福島原発事故の被害に関する事実認定や言及が全く存在しないということである。福島原発事故後，原子力関連法規制は抜本的に改正されており，その立法事実である同事故に触れないということは，法の解釈を誤った違法な判断である。

また，福島原発事故を経験した今の時代に原発差止訴訟に関わる裁判所としては，同

事故のような事態を二度と起こしてはならないという覚悟をもって審理判断すべきことは社会的・歴史的要請であるというべきであり、その要請を果たすためにも、福島原発事故被害についての事実認定は欠かすことができないはずである。

大阪高裁決定は、本件の対象原発ではない高浜3、4号機の安全性について判断したものであるが、貴裁判所において、大阪高裁決定の説示内容の不当性を理解していただくため、急ぎ、本準備書面を作成した次第である。

## 第2 原発に求められる安全性について

### 1 大阪高裁決定の判断内容

大阪高裁決定は、「科学技術を利用した設備機器は、何らかの程度において人の生命等を侵害する危険を伴っているが、危険性の程度が社会通念上容認できる水準以下にとどまると考えられる場合に、『相対的安全性』が認められるものとしてその利用が許容されて」おり、「原子力発電所についても同様であり」、「原子力発電所に求められる安全性の程度は、他の設備、機器等に比べて格段に高度なものでなければならぬのであり」、「放射性物質による被害発生の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていると認められる場合に」運転が許され、「原子力発電の有用性、必要性が高いか低いかによって、求められる安全性の程度が左右されるものではない」と述べる（86～87頁）。

### 2 大阪高裁決定の判断内容の分析

この「危険性が社会通念上無視し得る程度に保つ（あるいは「管理する」）」という基準は、福島原発事故前の裁判例において用いられていた基準であるが、その最大の問題点は、この基準が曖昧不明確で、恣意的判断を招きやすいという点である。原発

の稼働を許す正統性を社会による受容性に求めること自体は一応承認すべきとして（それすら、放射性物質が国境を超えて放出されることに照らせば、自国民のみの判断で緩やかな安全性を採用してよいとは言い難く、最低限度の下限がある）、問題は、恣意的判断を招かないようにするため、どのような具体的規範を定立するかである。具体的規範を定めず、このような曖昧な基準に終始してきた結果として、福島原発事故が起こったことを忘れてはならない。裁判所としては、福島原発事故を踏まえて、改めて基準の在り方を考え直さなければならないのであり、福島原発事故前から用いられていた基準を、無批判にそのまま用いてよしとする訳にはいかないはずである。

ところで、大阪高裁決定は、原子力発電の有用性、必要性と、求められる安全性の関係を否定している。これは、一見すると、「社会的に必要な設備であっても個人の人格権を侵害することは許されない」という考え方につながり、人権保障に厚いように見えて、実は、「求められる安全性の程度」を深く検討せず、安易に、「原子力規制委員会が自ら策定した基準に適合するものとして安全性を認めた原子力発電所は、審査及び判断の過程に不合理な点が認められない限り・・・原子力発電所に求められる安全性を具備する」（89頁）という判断につながっている。

### 3 批判

原発事故のもたらす広範かつ深刻な被害を経験した日本において、場合によればこの国を崩壊させかねないほどの危険物である原子力発電所をどのような条件で許容するのかは、極めて困難な問題である。この点を考えるにあたって、伊方原発設置許可処分取消訴訟における平成4年10月29日最高裁判決（以下「伊方最高裁判決」という。）の判例解説において、高橋利文調査官が、科学技術を利用した各種の機械、

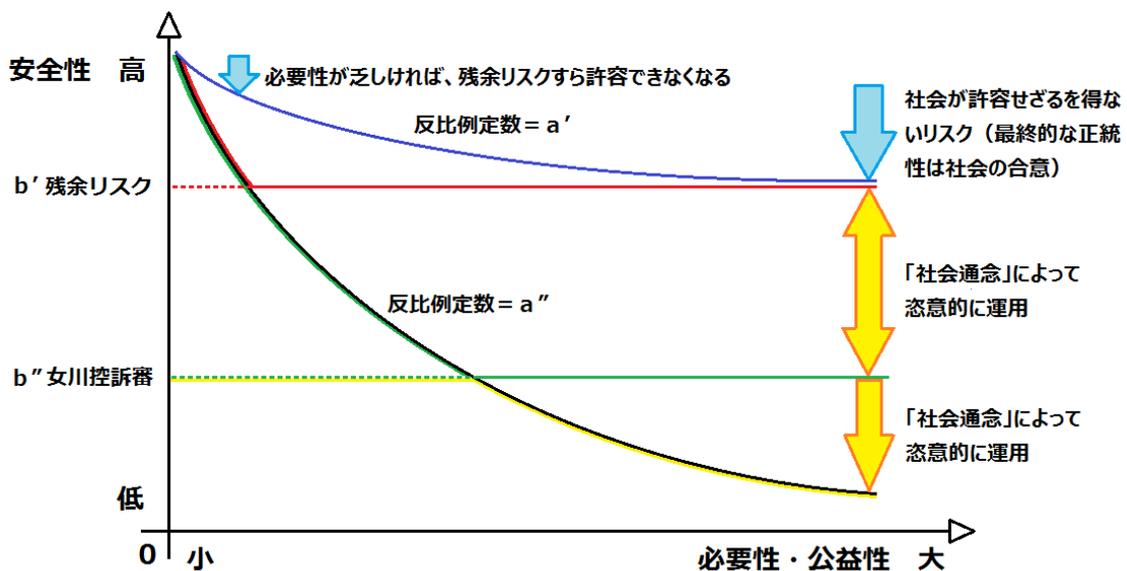
装置等は、「その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさの比較衡量の上でこれを一応安全なものとして利用している」と述べている（最高裁判所判例解説民事編平成4年度418頁）ことは示唆に富む。誰もが否定できない過酷事故のリスクを孕む原発の運転を容認する理由は、運転による社会公共の利益しかありえない。原発の運転が許容される安全性の程度は、運転による社会公共の利益の大きさととのぎりぎりの比較衡量の上で決められる。裁判官は、この比較衡量をしなければならない。大阪高裁決定のように、求められる安全性と必要性を切り離す考え方は、一見、人権保障に厚いように見えて、実は、求められる安全性を自ら検討せず、行政の判断に追随していく結果につながる。このように、危険な科学技術が社会的に許容されるために求められる安全性のレベルを、科学技術の利用によって得られる利益との比較衡量によって決めるというのは、不法行為の違法性論として実務的に発展してきた受忍限度論とも親和性があり、市民感覚としても受け入れやすい考え方である。

比較衡量論を採用しない実質的な根拠について、大阪高裁決定は何も述べていないが、例えば、社会的必要性・有用性が大きいという命題をAとし、安全性が低くても稼働すべきであるという命題をBとした場合、いくら社会的必要性・有用性が大きかったとしても、程度の低い安全性では稼働を認めるべきではないという意味で比較衡量論が妥当しないということは、債権者らも争わない（AならばBは偽）。

しかし、原発のように本質的に重大な危険を内在する施設については、社会的必要性・有用性が小さい場合に高度の安全性を要求するということもありうるものであり、極端な例を挙げれば、必要性・有用性が全く存在しない場合には、いかなる場合であっても稼働を認めるべきではないということもありうる（AでないならばBでない

(裏命題) は真。現に、仙台高裁の女川原発控訴審判決では、そのような判示がされている)。

このように、単純な比較衡量論(下図の黒い曲線)が許されないとしても、少なくとも片面的な意味、あるいは最低限度の安全性(下図のb')を確保したうえでの比較衡量論は妥当するのであり(図の青い曲線ないし赤色実線)、何らの合理的根拠も示さないまま比較衡量論を否定するのは不合理である。



原発の「危険性の程度」は、福島原発事故によって私たちは思い知った。他方、私たちは、福島原発事故前、日本社会では原子力発電所は不可欠だと思い込んでいた。電力需要の30%を発電している原発が運転しなければ、この社会は立ち行かないと思込まされていたのである。しかし、2013年9月から2015年7月までの約2年間、日本では原発は1機たりとも稼働していなかったが、この社会が困ることはなかった。それどころか、真夏でも電力会社は十分な供給余力を確保していた。電力供給のために原発を稼働させる必要がない事が誰の目にも明らかになったのである。

原発の危険の深刻さと原発によって得られる社会公共の利益がないことが明らかになった現在、それでもこの社会が原発の運転を許容するのであれば、その場合の条件として原発が備えるべき安全性をどのように考えるか、この問題に正面から取り組むことが、原発差止裁判を審理判断する裁判所の使命なのである。大阪高裁決定のように安易に逃げることは許されない。

### 第3 新規制基準に対する盲目的な信頼

#### 1 大阪高裁決定の新規制基準に対する姿勢

大阪高裁決定は、「原子力発電所に求められる安全性の程度は、他の設備・機器等に比べて格段に高度なものでなければならない」（87頁）としながら、福島原発事故後の法制度の改正（原子力規制委員会の設置、新規制基準の制定等）がなされたのは、「安全性の具体的基準の策定及び個々の原子力発電所の安全性の審査を各専門分野の学識経験者等によって構成され、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会の科学的・技術的知見に基づく合理的判断に委ねる趣旨であると解される」と述べ、新規制基準は、その策定過程及び内容に不合理な点が認められない限りは、「原子力発電所に求められる安全性を具体化したもの」である（89頁）と、新規制基準に対する盲目的な信頼を吐露している。

また、大阪高裁決定は、従来の「安全基準」という用語が「規制基準」へと変更された経緯を完全に見落としている。すなわち、田中俊一原子力規制委員会委員長は、安全確保のための第一義的義務が事業者にあり、新規制基準はあくまでも基準適合性審査を行うものであって、基準に適合したからといって「安全だとは申し上げない」と明確に定例会見で発言しているが、このように名称変更された新規制基準について、わざわざ「安全性の基準」と言い換えて、新規制基準に適合しさえすれば安全性

が確保されていることになるという都合のよい規範を導き出している。田中委員長すら否定する「安全性の基準」という言い替えは、明らかな事実誤認である。

## 2 大津地裁決定の新規制基準に対する姿勢

この点については、大津地裁の原決定は、「福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり・・・津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である・・・二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である・・・この点についての債務者の主張及び疎明は不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」と述べた（判例時報2290号87頁2段目）。この点において、大阪高裁決定と大津地裁の原決定は、際立った対照を見せている。

## 3 福島原発事故の原因が解明されていないこと

そもそも福島原発事故の原因の解明について、大阪高裁決定は、「原子力規制委員会は・・・福島第一原子力発電所事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされており、同事故について解明できていない部分はあるものの、少なくとも同事故のような事故を防止するための基準を策定することが可能な程度に事実解明が進んだものと評価した」との事実を認定している（71～72頁）ものの、原子力規制委員会によるこの評価が妥当であるか否かについて裁判所としての判断を示していない（後記第9・2）。裁判所として、福島原発事故のような事故を防止するための基準を策定することが可能な程度に事実解明が進んだのか否かについて踏み込んだ

判断をせず、新規制基準が「原子力発電所に求められる安全性を具体化したもの」であるとの判断はできないはずである。

#### 4 小括

大阪高裁決定の新規制基準に対する信頼は盲目的というべきものである。なお、原子力規制委員会田中俊一委員長自身が、新規制基準に適合しても安全だとは言わず、安全を確保するのは各事業者の責任であると何度も表明していることから、大阪高裁決定の盲目ぶりは際立っているというべきである。

### 第4 立証責任論について

#### 1 大阪高裁決定の説示

大阪高裁決定は、立証責任論について、次のとおり述べている。(90頁)

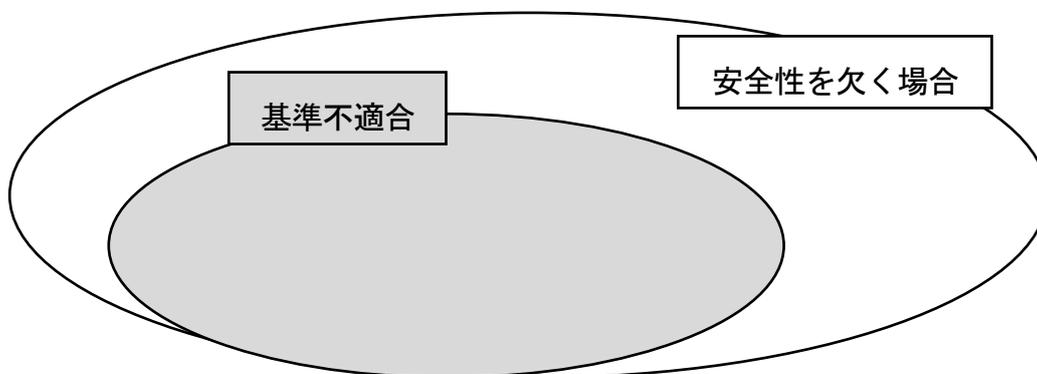
- (1) 高浜3, 4号機が安全性の基準に適合しないことは、住民側に主張立証責任がある。
- (2) 高浜3, 4号機の安全性の審査に関する科学的・技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、事業者側が高浜3, 4号機が新規制基準に適合することを主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、高浜3, 4号機が原子炉規制法の求める安全性を欠き、住民らの人格権を侵害する具体的危険のあることが事実上推認される。
- (3) 事業者側が上記主張立証を尽くしたと認められるときは、住民側において、新規制基準が合理性を欠き、または高浜3, 4号機がこれに適合するとした原子力規制委員会の判断が合理性を欠くことを主張立証する必要がある。

#### 2 批判

この理論は、極めて粗雑であり、重要な点で誤っており、福島原発事故直前の司法

審査が最も空疎化していた時期（例えば、平成19年浜岡原発静岡地裁判決など）と同様、最悪の立証責任論である。以下、詳述する。

- (1) 原発の運転差止めを求める根拠は、原発の運転により住民らの人格権が侵害される具体的危険があることである。原則として、住民側は、人格権侵害の具体的危険があることを主張立証しなければならない。ところが、本決定は、1(1)のように、住民側には、高浜3、4号機が「安全性の基準に適合しないこと」について主張立証責任があると述べる。その理由として、大阪高裁決定は、安全性の基準に適合しないときは、炉規法が求める安全性を欠くことになるため、とする。



しかし、上記概念図のとおり、基準不適合であれば安全性を欠くといえるとしても、安全性を欠く場合が基準不適合に限られるということにはならない。「逆は必ずしも真ならず」という論理学の基本に明確に反するものである。住民側が行うべき「人格権侵害の具体的危険=安全性の欠如」という命題を、基準不適合性に限定している点で、大阪高裁決定は論理的に誤っている。

- (2) 大阪高裁決定は、事業者が主張立証すべき事項として、高浜3、4号機が「新規制基準に適合すること」を掲げ、新規制基準自体の合理性を立証命題に挙げていない。逆に、住民側に新規制基準の不合理性の主張立証を求めている。この点は極めて不当である。立証責任論については、申立書(第5)、準備書面(1)(46頁以降)、準備書面(1)の補充書1で述べたところであるが、その要旨を確認し、補充した上で、大阪高裁決定の不当性を明らかにする。

ア 伊方最高裁判決(平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁)は、被

告行政庁の判断に不合理な点がないこと、すなわち具体的審査基準及び被告行政庁の適合判断に不合理な点がないことの主張立証責任を事実上被告行政庁に課した。

イ 民事訴訟に行政訴訟である伊方最高裁判決の立証責任論を流用したとされる女川原発訴訟仙台地裁判決（平成6年1月31日・判例時報1482号1頁）は、しかし、流用しただけではなかった。被告事業者に当該原発が「安全性に欠ける点のないこと」について立証の必要があることを認めながら（ここまでは伊方最高裁判決と同旨）、被告事業者がこの立証を尽くした場合は、原告住民に「安全性に欠ける点があること」について立証する必要があると述べ（いわば「第二段階」の創設）、第2段階の（すなわち最後の）立証責任を原告住民側に負わせ、伊方最高裁判決の趣旨を変質させたのである。

ウ その後の下級審判決は、変質されたこの2段階構成を採用し、第1段階の被告事業者が主張立証すべき「安全に欠けることがないこと」の内実を浅薄なものにしていった。その究極形が、志賀2号機訴訟の名古屋高裁金沢支部判決（平成21年3月18日、判例時報2045号3頁）と浜岡原発訴訟静岡地裁判決（平成19年10月26日、[http://www.geocities.jp/ear\\_tn/](http://www.geocities.jp/ear_tn/)）である。被告事業者が立証すべきことは、前者では、「本件原子炉施設が・・・安全上の基準が満たされていること」であり、後者では、「当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置運転されていること」だけとされ、規制の不合理や基準の不合理については、全面的に原告住民側の立証責任とされた。基準に適合しているなどということは、申請書とこれに対する審査書をみれば、直ちに分かることであるが、そのような形式的な主張、立証だけすれば事業者は責任を免れるなどというのは、具体的審査基準に不合理な点がないことについて被告行政庁に主張立証の必要があると断じた伊方最高裁判決に正面から抵触する。

エ 福島原発事故は、それまでに多数提起された原発差止請求訴訟を一部の例外を除いてことごとく退けてきた裁判所に対して深刻な反省を迫るものであった。

裁判所としては、今後も「伊方最高裁判決の枠組み」を使い続けるのかが大きな問題であった（伊方最高裁判決を骨抜きにした浜岡原発訴訟静岡地裁判決や志賀2号機訴訟名古屋高裁金沢支部判決も、「伊方最高裁判決の枠組みにしたがった判決」と評価されていた。）

オ 福島原発事故後、全く新たな判断枠組みを提示した判決【大飯原発訴訟福井地裁判決（平成24年5月23日）】や、伊方最高裁判決の枠組みを一步進めた決定【高浜原発仮処分大津地裁決定（平成28年3月9日）】が見られたが、伊方最高裁判決の枠組み（あるいは、そこから変質したさらに緩やかな枠組み）を無批判に踏襲する判決・決定も相当数見られている。しかし、次の2点は、押さえられなければならない。

(ア) 伊方最高裁判決の枠組みを採用したとされている決定のうち、川内原発仮処分福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日・判例時報2290号90頁）は、2段階構成ではなく、1段階構成であり、基準の合理性も適合判断の合理性も被告事業者が立証すべきものとされている。原告住民側の立証活動は「反証」と位置付けられていて、立証責任が転換されているとあってよい。この限りにおいては、伊方最高裁判決に忠実に従ったものと評価できる。

(イ) 伊方最高裁判決の枠組みを採用したとされているその余の決定（川内原発仮処分鹿児島地裁決定（平成27年4月22日・判例時報2290号147頁）、高浜原発仮処分異議審福井地裁決定（平成27年12月24日・判例時報2290号29頁）は、2段階構成を採用しているが、被告事業者の立証すべき内容として適合判断の合理性だけではなく、基準の合理性も含まれており、浜岡原発静岡地裁判決や志賀2号機名古屋高裁金沢支部判決よりは、多少なりとも伊方最高裁判決に回帰している。

(3) このような状況の中、大阪高裁決定は、伊方最高裁判決の趣旨を変質させた2段階構成を採用したのみならず、被告事業者が立証すべき事項を「本件高浜3、4号機が新規制基準に適合すること」だけに限定し、基準の不合理性は、債権者住民ら

側に立証責任を負担させ、福島原発事故前の最悪の立証責任論を展開した浜岡原発静岡地裁判決や志賀2号機名古屋高裁金沢支部判決のレベルに戻ってしまった。福島原発事故後、各地の裁判官が原発差止裁判におけるあるべき立証責任論を検討し、福島原発事故前の立証責任論から歩幅の違いがあるとはいえ脱却の方向に進んでいたのに、大阪高裁決定は、これらの努力を全く顧みることなく、同事故などなかったかのように、時計の針を元に戻してしまったのである。これは、単に司法の責任という点で問題であるだけでなく、同事故によって改正された法の趣旨からも目を背けるものであり、明らかに法解釈を誤っている。

## 第5 地震に対する安全確保対策（基準地震動策定）について

### 1 基準地震動の策定方法についての基準の定めについて

- (1) 住民らは、新規制基準における基準地震動の策定方法は、「適切な」「適切に」という言葉が頻出し、何が適切であるかについて定められていないから、有効な基準足り得ない、と主張した。
- (2) これについて、大阪高裁決定は、「原子力規制委員会の委員がその有する高度の科学的・技術的な専門的知見に基づいて判断の基準の策定とともに、同基準適合性の判断を上記専門的知見に基づいて行使することを規定したものと見える」から不合理とは言えないと断じている（150頁）
- (3) しかし、原子力規制委員会に地震学の専門家はいない。同委員会の発足当初は、島崎邦彦東大名誉教授が委員としておられたが、島崎委員が退任後は地震学の専門家は存在しないのである。「原子力規制委員の有する高度の科学的・技術的な専門的知見」が存在しないのであるから、原子力規制委員会は、事業者の説明を受け入れざるを得ないということになりがちである。大阪高裁決定の判断は、机上の空論である。

### 2 基準地震動策定の限界について

- (1) 住民らは、原発の基準地震動策定に当たっては、過去の地震の平均像ではなく、最大値を採用するべきであると主張した。
- (2) 大阪高裁決定は、住民らの主張を排斥したが、その理由は、①原子力規制委員会がこれを是認していること（151頁）、②平均像からの乖離が生じる原因の主要なものは「本件各原子力発電所敷地の『震源特性』」であるが、関西電力は、この「震源特性」を適切に考慮していること（151～152頁）にある。

(3) 上記理由①について

住民らは、過去の平均像を用いる関西電力の手法及びこれを是認する原子力規制委員会の判断が不当であると主張しているのであるから、その主張を排斥するのに、原子力規制委員会の判断を根拠にするのは、論理的に破たんしている。

(4) 上記理由②について

まず、大阪高裁決定が基準地震動策定過程における重要な概念である「震源特性」を全く理解していないことを指摘する。「震源特性」とは、特定の震源断層の特性をいうのであるから、大阪高裁決定が用いた「本件各原子力発電所敷地の『震源特性』」という概念自体が背理なのである。

そして、大阪高裁決定がいう「震源特性」が、高浜原発において問題となるFO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層の震源特性を指していると善解しても、この震源断層が適切に評価されているかについては、何ら論証されていない。結論が述べられているのみである。

### 3 地震動評価に影響を与える地域特性の評価について

- (1) この問題について、大阪高裁決定は、住民らの主張を（ア）～（キ）の7項目に整理し、これらを個別に排斥するだけで済ませている（152～160頁）。
- (2) このうち（ア）は、新規制基準に対する批判であり、「将来活動する可能性のある活断層等」の定義づけ等を問題にしている。この主張を排斥する理由が、154頁のイ（ア）で述べられている。原子力規制委員会が適切であると言っていることが

その理由である。原子力規制委員会が策定した新規制基準の内容を批判したのに対し、原子力規制委員会が適切だと言っているから適切だというのが裁判所の判断なのである。この論理を大阪高裁は、不合理だと思わなかったのだろうか。

- (3) 上記(イ)～(キ)は、関西電力が、若狭地域では、地域特性(震源特性、伝播特性、サイト特性)において、「標準的・平均的な姿」よりも大きくなる可能性を示すデータがないから、平均像をそのまま採用してもよいと主張しているのに対し、住民らが、これらの特性を正確に把握することは困難であると主張し、その具体的根拠として主張したものである。大阪高裁決定の立証責任の分配によっても、基準への適合については関西電力が主張・立証すべきなのであるから、大阪高裁決定は、若狭地域において、震源特性、伝播特性、サイト特性を正確に把握できることを認定すべきであった。これをしないで、(イ)～(キ)の主張を排斥するだけで済ませているのは、余りに偏頗であると言わなければならない。

#### 4 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について

##### (1) 応答スペクトルに基づく地震動評価について

###### ア 耐専式について

(ア) 大阪高裁決定は、本件原発敷地及び敷地周辺では、過去の多数の地震の「標準的・平均的な姿」よりも大きくなるような特異な構造が見られないという事実認定を前提に、耐専式の採用及びその適用方法を是認した(160～161頁)。

(イ) 大阪高裁決定は、地震動のバラツキの原因は、すべて把握できているという根拠のない楽観論に立っている。しかし、地震学者はそうは考えていない。すべての事象には原因があるから、将来地震学が更に発展すれば原因が分かるのかもしれないが、少なくとも現段階における地震学の知識では説明のつかないバラツキや、パラメータが少ないことにより不可避免的に生じるバラツキが存在する。これは「偶然的不確定性」等と称されている。大阪高裁決定は、

この問題を見做している。

イ 松田式について

(ア) 大阪高裁決定が松田式の採用を是認した理由は、「本件各原子力発電所の敷地周辺地域は、活断層が繰り返し活動していることが確認されており、震源断層が地表地震断層として現れている地域であり、このような地域では、地表に現れた明瞭な痕跡を調査することで活断層を把握できると考えられている。」ことに尽きる。

(イ) だが、松田式を震源断層と気象庁マグニチュードとの間の関係式だと解しても、そのバラツキは無くなることはないことを大阪高裁決定は看過している。

(2) 断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価について

ア 大阪高裁決定は、島崎氏が行った入倉・三宅式と武村式等の比較は、各関係式の基となったデータの違い、すなわち震源断層面積の違いを考慮しない不適切なものであり、島崎氏の主張は科学的に見て合理性を欠くと認定している（174頁）。

大阪高裁決定は、島崎氏の見解についての認識が明らかに欠けている。それぞれの式につき基となったデータの性質が違ふことは島崎氏も当然認識している。

だが、活断層の情報から事前に設定される断層の長さは、基本的には1つしかなく、それを基に地震規模の設定が行われるのが現実である。基準地震動の策定においては、活断層の情報に入倉・三宅式を当てはめる場合も松田式を当てはめる場合もあり、基準津波の策定においては武村式を当てはめることになっているが、それぞれ適用される式に応じて設定される断層の長さを変えたりはしない。そのことから島崎氏は、事前に設定される断層の長さを1つに特定した上で各経験式による設定値の比較検討を行っているものであり、その見解が合理性に欠けるところはない。

イ 住民らが地震モーメントの算出に入倉・三宅式ではなく、より大きな結果が算

出される武村式を採用するべきであると主張し、同旨の島崎邦彦東大名誉教授の論文を引用したのに対し、大阪高裁決定は、「入倉・三宅式は、熊本地震を含む近時の内陸地殻内地震の震源断層面の不均質なすべり分布を伴う解析を通じてその合理性が検証されている」（181頁下から6～5行目）として、住民らの主張を排斥した。

ウ 地震が起こった後、そのデータに基づいて行った震源インバージョンの結果得られた不均質なすべり分布を前提とする震源断層面積を前提とした場合、入倉・三宅式による計算結果が符合するとしても、問題は、地震が起きる前には、震源インバージョンによる震源断層の面積を正確に把握できないという点にある。

エ 大阪高裁決定は、本件原発の基準地震動の策定に入倉・三宅式を適用することを是認する理由として、関西電力の震源断層の評価、すなわち、FO-A～FO-B～熊川断層の長さを63.4 kmと、上林川断層の長さを39.5 kmと評価したことが保守的であることを取り上げている（174頁～175頁）。

だが、関西電力によるFO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層の長さの評価が保守的という認定には、何ら根拠はない。

地震は起きてみないと、その震源断層の長さ、傾斜角度、地震発生層の厚さは事前には分からない。震源インバージョンによって判明する震源断層面積の情報は、地震発生前には我々に与えられていない。問題は、過去の地震の痕跡である地表付近で確認できる活断層の長さ（これは震源断層の長さや地表地震断層の長さよりも典型的に短い。）しか情報が与えられていない中で、保守的に地震の規模を想定するために、どの計算式を用いるのが相当かという問題であるのに、大阪高裁決定は、その問題の核心を理解していないという外はない。

## 5 震源を特定せず策定する地震動について

(1) 留萌支庁南部地震はMw 5.7に過ぎない

ア 大阪高裁決定は、地震ガイドは「震源の位置も規模も推定できない地震として Mw 6.5 未満の地震の観測記録を収集することを求めているのであって、抗告人らのいうように、地震の規模を Mw 6.5 という一定値にすることを求めているのではない」と述べて、16倍問題についての住民らの主張を排斥した。(196～199頁)

イ 住民らは、震源を特定せず策定する地震動の考え方の系譜を説明し、地震ガイドは、Mw 6.5 の地震を引き起こす震源断層が原発の近傍にある場合の地震動を求めていると解するべきであり、仮にその解釈が誤っているのであれば、地震ガイドの内容が不合理であると主張した。

ウ 大阪高裁決定は、地震ガイドの解釈として住民らの主張を否定したが、そうであれば地震ガイドの内容が不合理であるとの主張に対しては、これを無視し、判断を示さなかった。

(2) 2000ガル問題について

ア 住民らは、2004年留萌支庁南部地震の最大加速度が観測記録(HKD020地点)の1127ガルに止まらず、2000ガルに達していた可能性があるとして、地域地盤環境研究所の解析報告書を提出した。大阪高裁決定は、同報告書が、HKD020地点の地盤構造モデルを仮定してこれを3次元的に拡張していることに難癖をつけ、「同地震の『最大加速度が2000ガル以上であった可能性がある』ものと認めることはできない。」として、住民らの主張を排斥した。(199～201頁)

イ ここで住民らが主張していたのは、たまたま地震計が存在した観測地点の最大加速度をもって当該地震の最大加速度と扱って平然としている関西電力の態度そのものである。原発事業者が基準地震動を定めるために過去の地震のデータを利用するのであるから、地震のデータの解析結果も利用して、考えられる最大の地震動を検討するべきなのである。

## 6 設計基準対象施設内の機器・構造物の材料・構造について

- (1) 住民らは、技術基準規則解釈において、既設炉の設計基準対象施設については、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」を用いても良いとして、バックフィット規定の例外とされていることの問題を指摘したのに対し、大阪高裁決定は、既設炉に新設炉と異なる規格を適用することが不合理であるとはいえないとし、その理由は、上記通商産業省告示第501号と新設炉に対して適用される基準である日本機械学会の「発電用原子力設備規格設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。）」との対応関係を確認しているからであるとする（228～230頁）。
- (2) しかし、福島原発事故の反省から炉規法に取り入れられたバックフィット規制は、最新の技術的知見を技術基準に取り入れ、すでに運転をしている原子力発電所に対しても、この最新基準への適合を義務付けるものであるから、その一部の設備について、35年も前に制定された昭和55年通商産業省告示を用いてもよいと解釈するのは、炉規法を骨抜きにするものである。

## 7 基準地震動に相当する地震の連続発生について

- (1) 住民らが、熊本地震で短期間の間に震度7の地震が2度襲ったことから、高浜原発に対して、基準地震動に相当する地震動が短期間の間に連続して襲う事態を想定すべきだと主張したのに対し、大阪高裁決定は、本件原発周辺で、基準地震動が連続して発生することはほぼ有り得ないと述べる。（231～235頁）
- (2) 大阪高裁決定が、連続発生の可能性を否定する理由は、「同一の活断層に起因して基準地震動と同等程度の地震動が短期間に続けて発生することはほぼ考えられない」（233頁12～13行目）、熊本地震は、「一連のものと評価されている活断層の一部がそれぞれ破壊されたものであり、本件各原子力発電所の基準地震動の策定で想定しているような活断層の全体が一度にエネルギーを放出するような

地震が短期間に続けて発生したものではない」(同頁下から4行目～末行)という点にある。

- (3) 大阪高裁決定は、債権者住民らの主張を誤解、又は曲解している。住民らも、F O - A ~ F O - B ~ 熊川断層の全体が短期間のうちに2度活動する可能性があるとか、上林川断層の全体が短期間のうちに2度活動する可能性がある等とは主張していない。しかし、短期間のうちに、F O - A ~ F O - B ~ 熊川断層と上林川断層の活動が連続して発生したり、高浜原発近傍の未知の活断層とF O - A ~ F O - B ~ 熊川断層ないし上林川断層の活動が連続する可能性はある。大阪高裁決定は、この可能性については、全く考慮していない。

## 8 中性子照射脆化等による劣化について

大阪高裁決定は、多度津工学試験センターにおいて行われた実証試験は新品で行われているがゆえに、中性子照射脆化等によって劣化した実機にその結果を用いることはできないとの住民らの主張に対して、関西電力においては、高経年化技術評価等によって適切な品質管理が行われているから「長年の運転を経た実機においても耐震安全上の余裕の減少は限定的なものにとどまる」と判断している(248頁)。

しかし、関西電力の品質管理は、一言で言ってしまえば、劣化状況を確認して、劣化した機器を取り替えるというものである。これに対して、中性子照射脆化とは、燃料のウランが核分裂する過程で発生する中性子が压力容器を照射し、これによって压力容器を形作る鋼材の粘性が失われ脆くなる現象を言う。つまり、中性子照射脆化が問題となるのは压力容器そのものであるが、これは取り替え不可能であって、高経年化技術評価等の品質管理をどれだけ実施しようともこれによってクリアできる問題ではないのである。

大阪高裁決定は、この見易い道理を完全に無視して、自分の頭では何も考えようとせず簡単に住民らの主張を排斥しておりその不当性は明らかである。

## 第6 津波問題に関する判断の不当性

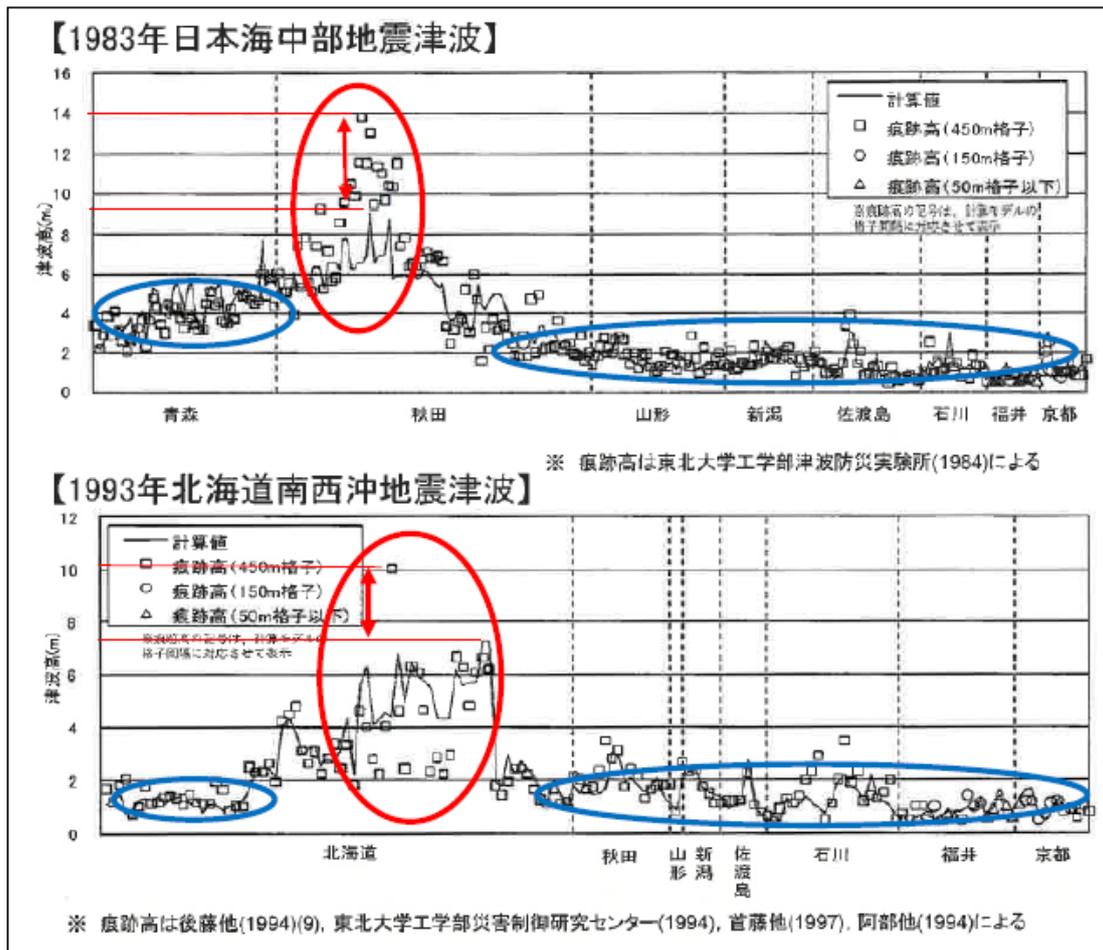
### 1 争点隠し

- (1) 大阪高裁決定は、その25頁以下において、「4 当事者の主張」との項目の下、当事者の主張を整理している。津波については、41頁以下において当事者の主張が整理されているが、ここにおいて大阪高裁決定は、あろうことか、当事者の提示した争点を争点として掲げない「争点隠し」を行った。この「争点隠し」は、平成27年12月24日の福井地裁決定でも見られたものであるが、再稼働を容認する裁判体の常套手段である。

大阪高裁の山下郁夫、杉江佳治、吉川愼一の3裁判官が、津波問題について行った「争点隠し」は、簡単に言えば債権者らの主張のうち、次の主張を無視するというものであった。

- ① 津波堆積物の到達限界と浸水限界は一致しない。それゆえ、堆積物が広範に発見されていないことを根拠として、天正地震の大津波を否定する関西電力の論理は稚拙である。
- ② 関西電力の行った津波シミュレーションは、天正地震の大津波があったとされる頃とは異なる地形条件で実施されたものであるから無意味である。
- ③ 関西電力の解析モデルは、1983年と1993年の日本海側津波を再現できていないものであるから、関西電力の安全性主張はその出発点において瓦解している。
- ④ シミュレーションの結果は阿部式(1989)の考え方からすればあまりにも過小である。

このうち特に③の「解析モデルの妥当性」は、関西電力の計算の出発点にかかわるものであり、それゆえに極めて重要な争点である。それは簡単に言えば、関西電力の解析モデルを1983年と1993年の日本海側津波に適用すると、肝心の震央付近の再現性が全く確認できないという問題である（関西電力提出の下記の図ご参照）。



(2) 大阪高裁決定は、上述の重要争点を争点として整理せず、決定中において一言も触れなかったのであるから、あからさまな「争点隠し」そのものである。裁判官としてのプライドも矜持も感じさせない姑息な仕事ぶりであって、職業人としての恥を知るべきである。

以上の点を、津波問題に関する大阪高裁決定の第一にして最大の問題として指摘する。

## 2 伝承津波問題（天正地震の大津波）に対する判断の不当性

大阪高裁決定は、関西電力が天正地震の際の大津波の可能性を十分に考慮していないとの住民側の主張に対して、「震源は内陸部であると認められる（乙49）。

そうすると、この天正地震から津波が発生するおそれは通常ないといえる。」と述べ、「山本博文教授らの調査は、同調査により発見された痕跡が天正地震の際に生じた津波によるものであるとの明確な調査結果は得られておらず、その生成原因や規模ははっきりしていないのであるから、・・・抗告人関西電力株式会社の津波評価が不相当であるとはいえない。」と結論付けた（大阪高裁決定264～265頁）。

しかし、この決定理由は、福島第一原発事故の経験と反省を何ら踏まえようとしない点で、福島第一原発事故後の司法判断のあり方としては、考えうる限り最低のものである。福島第一原発事故の大きな反省点のひとつに伝承津波の軽視がある。福島第一原発事故は、東京電力による貞観津波の過小評価がもたらしたものである。

そもそも伝承津波は明瞭な記録が十分に残っていない過去の出来事である（だからこそ「伝承」なのである。）。それゆえ、それがどのようなものであったのかは、残された手がかりから推測するしかなく、通常明瞭な記録は期待できない。伝承津波とは事柄の性質上このようなものであるのに、「明確な調査結果が得られていない」という理由でこれを考慮しないということになれば、およそ伝承津波を考慮しないということになってしまう。これでは到底、福島第一原発事故の経験と反省を踏まえているとは言えない。

福島第一原発事故の経験と反省を踏まえるのであれば、明確な調査結果が得られていなければ考慮しなくてよいという解釈ではなく、可能性がある以上は明確に可能性が否定されなければ考慮すべきという解釈をとるべきである。この意味において、大阪高裁決定は明らかに不当である。

### 3 「倍半分」問題に対する判断の不当性

大阪高裁決定は、津波の予測精度には、専門家が「倍半分」と表現するほどの大きな誤差があるとの住民らの主張に対して、「抗告人が基準津波の策定に用いた

『原子力発電所の津波評価技術』（乙42）（以下「津波評価技術」という。）は、特定地点における津波想定を目的としたものであり、より計算精度が高められ、また、パラメータスタディを行うことにより不確かさを十分に考慮する結果、算出される津波水位は、平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍になることが確認されている。」などと述べて、関西電力の基準津波の策定に不合理はないと結論付けた。

しかし、津波評価技術は、複雑な計算手法が用いられているものの、予測精度が高められているわけではない。大阪高裁決定が述べるように、津波評価技術によって算出される津波水位は、「平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍」であるなど、実績値を再現できているとはいえないからである。

もっとも、「平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍」が算出されるのであれば、安全側に立った計算と言えるのではないかとも思われようが、実は全くそうではない。その理由は次の2点である。

第一には、既往最大という観測データは、たかだか最近数十年の観測結果であり、今後起こりうる最大値ではないという点である。「平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍」になっていることを肯定的に評価していることは大阪高裁決定の見識のなさを露呈していると言わざるを得ない。

第二には、「平均的に」ということはおしなべてということであり、下の図に示すとおり、地点ごとに見ると、既往最大値が計算結果を上回っている地点もあるのである（水沢川河口北及び大沼の2地点）。しかも、既往最大値が計算結果を上回っているこれらの地点は、波源位置に近い箇所であり、敷地に近い位置に波源位置を設定している高浜原発における津波シミュレーション結果を評価するうえでは特に注意しておかなければならない。

なお、この問題を解消するため、「津波評価技術」では、該当箇所の計算格子間隔を200mから20mに狭め、かつ汀線を鉛直壁と仮定することにより、計算結果の方を大きくすることにより、詳細パラメータケーススタディによる計算結果はすべて既往最大津波の痕跡高を上回ると結論づけている。つまり、シミュレーシ

ョンにおいては、パラメータや初期条件、境界条件を変えることによって結果を修正することができるのである。

このように「津波評価技術」における検討は、少ないといえども実測値をにらみながらパラメータスタディが行われたのであるが、高浜原発の場合は、初期条件をはじめシミュレーション結果を比較検証するデータがないのである。「津波評価技術」においても、若狭湾の津波計算が行われているが、結果についての検証は全く行われていない。実測値による検証が行われないシミュレーションは計算過程が複雑なだけにその結果は倍半分と考えるべきである。

それにも関わらず、大阪高裁決定は、闇雲に関西電力の主張を採用しているのであって不当極まりないと言うしかない。

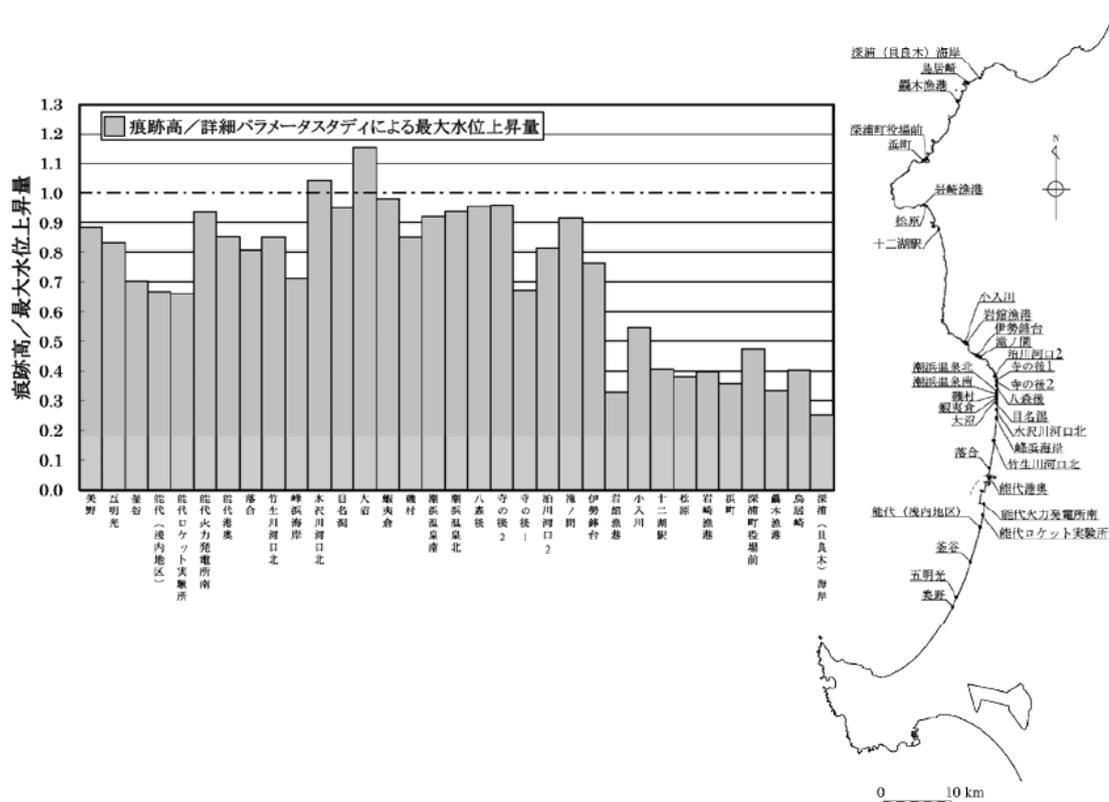


図 3.4.3-2 基準断層モデルに対するパラメータスタディによる最大水位上昇量の推移

表 3.4.4-1 詳細格子による計算結果

地 点	1983 年痕跡高 (m)	最大水位上昇量(m)	
		200m 格子	25m 格子
水沢川河口北	12.98	12.47	14.44
大沼	13.75	11.90	14.47

#### 第7 使用済燃料プールに関する判断の不当

大阪高裁決定は、ここでも関西電力の主張に対する住民らの批判には全く触れないで無視したまま、関西電力の主張を全面的に決定文において引き写している。

例えば、住民らによる、使用済燃料プールの稠密化の危険性の主張について、大阪高裁決定は、関西電力が米国国家規格（米国ANSI/ANS 57.2）を参考にし適切に評価基準の設定及び評価値の算出を行っているとする。しかし、大阪高裁決定は、住民らによる、関西電力が0.98という安全基準値を定める際、同基準をそのまま適用すれば安全基準を超えた数値が出てしまつて審査に不合格になることから、合理的な根拠の乏しい詐術的な独自の計算手法を駆使してかろうじて審査をすり抜けていたとの指摘にはなんら答えていない。

大阪高裁決定は住民らが提示した批判については全く判断を行なっておらず、司法としての役割を放棄したとみるしかない。

#### 第8 原子力災害対策に関する判断の不当性

##### 1 避難計画を規制の対象としていないことについて

避難計画を含む原子力災害対策について、大阪高裁決定では、原子力災害対策は原

原子力事業者だけでなく国及び地方公共団体が主体となり、連携・協力して適切に実施されるべきであるから、深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象としなかったことは不合理ではないと判示されている（339頁）。

しかし、原子力発電所から放射性物質の大量放出があった場合に、合理的で実効的な原子力災害対策（避難計画を含む。）がなければ周辺住民は被ばくしてしまう。新規規制基準は二度と福島第一原発事故のような事故と被害をださないために制定された基準であるはずである。住民の被害の防止という観点からは、国や地方公共団体が合理的で実効的な原子力災害対策を策定していることが原子力発電所を運転する条件となるような基準がなければ不合理である。

## 2 事故想定が甘すぎることについて

住民らは、避難計画の前提となっている事故想定が、セシウム137の放出量が100テラベクレルというものであるところ、これは、福島原発事故の100分の1の規模であって、甘すぎる、この事故想定は、深層防護の第4層が機能することを前提とするものであるから、確立された国際基準である深層防護の考え方に違反すると主張した。大阪高裁決定は、「当事者の主張」部分では、この主張を「現行の国、地方公共団体及び原子力事業者の策定する避難計画は、前提としての事故想定が極めて甘く、前段の防護（第4層・重大事故等対策）を否定するという深層防護の考え方に根本的に違反している。」と適切に適示しながら（53頁下から12行目～10行目、338頁5～7行目）、「当裁判所の判断」部分では、この主張を無視し、全く判断の対象としていない。これは、故意だとすれば悪質であり、過失だとすればあまりにお粗末である。

## 第9 新規規制基準の合理性についての判断の不当性

住民らは、新規規制基準に関する問題点について重要な争点の一つとして位置づけ、各問題点について、個別具体的な事実関係と証拠関係を示し、具体的に論じてきたところ

である。

しかるに、大阪高裁決定は、新規制基準の問題点については、原子炉規制法制の概略や沿革・経緯を「第3 当裁判所の判断」の冒頭部分（大阪高裁決定63～85頁）にて触れるほかは、その他の主張（大阪高裁決定341～397頁）として、付随的に取り上げるのみであり、しかも、下記のとおり、関西電力及び原子力規制委員会の見解をそのまま書き写し、引用し、住民らの具体的な主張内容に立ち入ることなく、安易に排斥するものである。

以下、いくつか具体例を示し、大阪高裁決定が、原発再稼働ありきの異常なまでの関西電力追従、行政追従、行政盲従の姿勢を示している状況を明らかにする。

#### 1 原子炉等規制法による規制等について

- (1) 大阪高裁決定は、「第3 当裁判所の判断」として、「1 原子炉等規制法による規制等」において、原子炉等規制法の体系（段階的安全規制）、福島第一原子力発電所の事故発生と原子力規制行政の変化、原子力安全規制の強化（新規制基準の策定）について、記している（63～85頁）。

住民らは、新規制基準策定にいたる経緯の問題点（原因究明が不十分、短期間で策定、地震原因説の無視、原子力規制委員会の独立性・中立性の欠如等）に関して、具体的な根拠を示して具体的に主張してきたところであり、制定過程の問題点は、新規制基準の合理性の有無にかかわる重要な論点である。

- (2) しかるに、大阪高裁決定は、その63～85頁において、徹頭徹尾、関西電力の主張をほとんどそのまま一言一句違わず、そのまま貼り付けている。住民らが具体的に主張した制定過程における問題点について検討した形跡すらない。
- (3) このように、新規制基準の合理性という重要な論点に関わる、制定過程の問題点について、大阪高裁決定は、住民らの主張を全く検討することなく、関西電力の主張を書き写すことに終始している。

極めて偏頗な認定という他なく、争点無視で結論ありきの極めて不当な決定で

ある。

## 2 福島第一原子力発電所事故について

大阪高裁決定は、住民らの主張について、わずか5行で記した上で、検討を加えている（341～345頁）。前述の新規制基準に関する書き写しの認定（63～85頁）に基づくものであり、住民らが、具体的な根拠に基づき具体的に主張した各問題点について、検討した形跡が全くない。

福島第一原発事故の惨禍や同事故を通じて従来の基準の根本的な誤りが具体的に明らかになった点、例えば、福島第一原発事故当時、原子力安全委員会の委員長であった班目春樹氏の指摘（旧安全審査指針類の根本的な重大な欠陥、原子力安全規制行政の根本的な失敗、日本の安全審査は30年前の技術水準、旧安全審査指針類の根本的な誤り重大な欠陥が明らかにされたにもかかわらず、再稼働を最優先するあまり、根本的な見直しがなされなかったこと）について検証がなされた形跡が全くない。

また、原子力規制委員会の独立性・中立性に関する問題についても、全く無視されてしまっている。さらに、福島第一原発事故において、地震がもたらした影響について、複数の専門家による具体的指摘についても、全く検証した形跡がない。

これでは、住民らの指摘する争点について実質的な判断はなされたものと言えず、結論ありきの極めて不当な決定という他ない。

## 3 立地審査指針について

住民らは、立地審査指針の見直し・組入が欠如している点の不合理性に関して、具体的な根拠を示して、論証してきた。

しかるに、大阪高裁決定は、原子力規制委員会が裁判対策として作成した「考え方」をそのまま引用し、裁判所として、自ら具体的な検証をせずに、住民らの主張を排斥している。原子力安全委員会委員長であった、班目春樹氏が、立地審査指針に適合するように「重大事故」「仮想事故」を過小評価していた状況を明らかにしているにも

かかわらず、かかる重大な事実関係に一切触れることなく、適用結果（適合）を引用するものであり、福島第一原発事故で明らかになった重大な欠陥を無視している（345～352頁）。

その上で、新規制基準では、合理的なものについては新規制基準に反映させ、不合理なものはその内容を変更したものといえるから、新規制基準が不合理であるとは言えないとして、住民らの主張を排斥している。

住民らは、福島第一原発事故において、立地指針に不適合であったことが明らかとなり、本来想定すべき重大事故を前提とすれば、既設の原発はことごとく立地不適合であること、さらに、原子力規制委員会が、原発再稼働を優先するあまり、根本的な誤りを放置し、立地審査をしない枠組みにすり替えていったことを具体的に主張してきたところであるが、大阪高裁決定は、原子力規制委員会の「考え方」を鵜呑みにして、住民らの主張を無視しているのであり、行政追随、行政盲従の姿勢は異常である。

#### 4 共通要因故障について

大阪高裁決定は、共通要因故障の問題点に関しても、「考え方」をそのまま引用し、結論を導いている（352～362頁）。

すなわち、大阪高裁決定では、行政の見解をそのまま鵜呑みし、住民らの問題点の指摘を排斥しているのであり、行政追随、行政盲従の姿勢が極めて顕著である。そもそも、住民らは、原子力規制委員会が策定した新規制基準が不合理であると主張しているのであり、これに対して、原子力規制委員会が作成した「考え方」に全面的に依拠し、結論を導いたのでは、住民側が提示した問題点に何ら真摯に向き合ったものではなく、実質的な争点について判断していないと評価せざるを得ない。

#### 5 重大事故等対策について大阪高裁決定

大阪高裁決定は、重大事故等対策について、記しているが、これも、全て「考え方」

と関西電力の主張書面をそのまま書き写した上で、住民らの主張を具体的に検証することなく、安易に排斥するものである（362～380頁）。住民らは、設備面の改善ではなく後付けの対策に終始する規制の在り方の問題点や人的対応に依拠する可搬型設備の脆弱性（大地震発生時に人的対応に期待できないことは福島第一原発事故でも明らかになっている）や規則解釈における緩やかな規制内容について具体的に指摘したにもかかわらず、大阪高裁決定は、行政（原子力規制委員会）の「考え方」を書き写し、結論を導いている。

すなわち、大阪高裁決定は、ここでも、行政の見解をそのまま鵜呑みにし、住民らの主張を排斥しているものであり、行政追随、行政盲従の姿勢は、あまりに顕著と言わざるを得ない。住民らは、原子力規制委員会が策定した新規制基準が不合理であると主張しているのであり、これに対して、原子力規制委員会が作成した「考え方」に全面的に依拠し、結論を導いたのでは、住民側が提示した問題点に何ら真摯に向き合ったものではなく、実質的な争点について判断していないと評価せざるを得ない。

## 6 外部電源安全確保対策について

外部電源対策についても、大阪高裁決定は、住民らの主張を4行記した上で、検討を加えているが、その内容は、ことごとく「考え方」をそのまま引き写したものである（決定書380～390頁）。

大阪高裁決定は、原子力規制委員会の「考え方」を書き写し、自ら実質的な判断を行わないまま、鵜呑みにして、結論を導いているものであり、行政盲従の姿勢が異常である。

## 7 小括

以上のように、大阪高裁決定は、原子力規制委員会の「考え方」や関西電力の主張内容を無批判に書き記すことに終始している。住民らが争点として掲げた問題点について、実質的な検討を加えた形跡は皆無である。大阪高裁決定は、ことごとく、行

政の見解をそのまま紹介し、住民らの主張内容に立ち入ることなく、一方的に排斥するものであり、行政追随、行政盲従の姿勢が顕著である。

従来、裁判所は、各種公害訴訟、各種薬害訴訟においても、行政の専門性技術的裁量が問題となりながらも、行政の規制内容や規制過程を詳細に検討し、行政の規制の誤りを厳しく断罪してきたところである。

大阪高裁決定の行政追随、行政盲従の姿勢は極めて異常であり、三権分立の否定そのものである。

## 第10 まとめ

福島原発事故後、原発の運転差止めを求めて全国の裁判所に多数の訴訟や仮処分が申し立てられており、大阪高裁決定が出される前、裁判所の判断は、差止めを認めるもの、退けるものが拮抗している状況にあった。そのような時期に出された大阪高裁決定は全国的な注目を集めた。同事件の相手方住民らはもちろん、本件債権者らとしても、原審大津地裁決定が維持されることを切望していたが、結論の如何に関わらず、原発事故の惨禍を経験した日本において、国民の多数の意思と政府の方針が真っ向から対立しているこの問題について、大阪高裁裁判官が真摯に取り組み、深い思索と洞察をもった判断をされることを期待していたし、それは大阪高裁裁判官にとって、事件当事者に対する職務上の義務であるに止まらず、日本国中の人たちに対する道義的な責任であったと考える。

しかし、現実に出された決定は、るる述べてきたように、その文面からは司法の責任に対する自覚を全く窺うことができず、判断内容は、多くの争点において関西電力の主張や原子力規制委員会の考え方の引き写しであって自らが独自の立場で考えた形跡がなく、一部の重要な争点については住民らの主張を無視してまで原決定取り消しの結論に結びつけるというものであって、激しい落胆を感じざるを得なかった。結果として、市民の司法に対する信頼は、甚だしく毀損された。

貴裁判所におかれては、大阪高裁裁判官のような轍を踏むことのないよう、切望する

次第である。

以上